

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月、44年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月
② 昭和44年4月から49年3月まで

昭和47年5月にA県B区に転居し、48年か49年ごろにB区役所の職員の訪問があり、国民年金を払い始めた。

昭和49年ごろ、職場の友人から過去の未納分を一括納付できると教えられてB区役所の支所か出張所に出向き、過去の未納分の保険料をまとめて納付した。納付場所は区役所の窓口かC郵便局又はD銀行のE支店のいずれかであった。納付書は自宅に郵送されてきた。納付資金は手元資金と郵便局やD銀行の預貯金を下ろして充てた。

それなのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。証拠書類は残っていないが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録により、第2回特例納付により保険料が納付されていたことが確認できるところ、平成5年11月に、社会保険事務所において申立人に係る昭和41年7月1日から同年10月1日までの厚生年金保険加入記録を統合した際に、国民年金の資格取得日を同年10月1日とすべきであったのを誤って同年11月1日とし、申立期間①の納付済保険料を還付するといった不適切な事務処理が行われたことが確認できることから、納付済期間へ訂正することが必要である。

申立期間②については、申立人が国民年金に加入し保険料を一括して納付したとする時期は、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿により昭和50

年12月と推認される場所、この時期は第2回特例納付の実施時期であり、申立人は36年4月から38年6月までの保険料及び41年2月から44年3月までの保険料を当該特例納付により納付していることが確認できる上、その時期にB区役所において特例納付に関する巡回相談が開催され、その機会に国民年金への加入及び特例納付を同時に行えたとの証言も得られていることから、未納分の保険料を一括して納付したとの申立内容は、基本的に信用できる。また、申立人は申立期間を除いて保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと認められることを踏まえると、納付可能だった期間の一部を残して未納保険料を納付したとするのは不自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号払出日から推定される納付時期においては、特例納付が可能なのは、制度上、昭和48年3月までの分であるとともに、過年度納付が可能なのは同年10月以降の分であることから、同年4月から同年9月までの分は、制度上納付ができない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月、44年4月から48年3月までの期間及び同年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、平成6年10月及び11年1月から16年5月までの期間に係る標準報酬月額記録については、6年10月及び11年1月から同年10月までの期間は22万円、同年11月、同年12月及び15年4月から16年5月までの期間は28万円、12年1月から同年12月までの期間は26万円、13年1月から15年3月までの期間は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年10月及び11年1月から16年5月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料又は厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料又は厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から10年8月1日まで
② 平成11年1月1日から16年6月28日まで

平成5年から16年にかけてA事業所で漁業に従事していた。

しかし、当時受け取っていた給与は30万円から40万円程度あったのに、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②の標準報酬月額はすべて20万円となっている。

手元に残っている給与明細書(平成14年から16年までのもの)、源泉徴収票(13年から15年までのもの)及び家計簿(5年から16年までのもの)から、源泉徴収されていた社会保険料は実際の給与額に相当する社会保険料だと思うので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基

づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成14年から16年までの給与明細書、及び13年から15年までの源泉徴収票において確認できる社会保険料の控除額から、13年1月から15年3月までの期間は24万円、15年4月から16年5月までの期間は28万円にすることが妥当である。

また、給与明細書等はないが、申立人から提出された家計簿により標準報酬月額が推認できる平成6年10月及び11年1月から同年10月までの期間は22万円、11年11月及び同年12月は28万円、12年1月から同年12月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち平成6年10月、申立期間②のうち11年1月から16年5月に係る船員保険料又は厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等により確認できる船員保険料又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う船員保険料又は厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る申立人の船員保険料又は厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成5年1月から6年9月までの期間、及び同年11月から10年7月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと推認される船員保険料又は厚生年金保険料の控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額と一致又は超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人は、給与明細書の支給総額を基に標準報酬月額を算定すべきと主張している。しかし、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、当該給与明細書等の支給総額に基づき記録を訂正したとしても、保険給付には反映されない。したがって、上記のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額の改定若しくは決定、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われる範囲で、標準報酬月額に係る記録の訂正についてあつせんを行うものである。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から同年3月1日まで

昭和32年7月にB事業所に臨時職員として採用され、A事業所に配属された。その後、昭和34年7月に見習社員、35年7月に社員となり、平成5年に退職した。

ところが、年金記録をみると、昭和32年11月から33年1月までは厚生年金保険、33年3月以降はC共済組合への加入となっており、32年2月の年金記録が空白になっている。

申立期間についても、A事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

担当窓口のD企業年金基金は、「申立人は昭和32年7月から34年6月までは臨時職員、その後は社員になっている。」と回答しており、申立人は、申立期間についても継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立人は申立期間においても臨時職員としてA事業所に勤務しており、一時的に退職したこともなく、勤務形態等にも変更はなかった。」と証言している。

さらに、D企業年金基金では、「臨時職員は、昭和33年3月1日からC共済組合に加入できることとなったが、それまでは、各事業所が厚生年金保険

への加入を判断していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 1 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 4 月、同年 5 月、34 年 2 月及び同年 8 月から同年 10 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B出張所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②及び③に係る資格喪失日（33 年 4 月 30 日及び 34 年 2 月 5 日）並びに資格取得日（33 年 6 月 1 日及び 34 年 3 月 9 日）を取り消すとともに、資格喪失日に係る記録を 34 年 9 月 1 日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年 9 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、33 年 4 月、同年 5 月及び 34 年 2 月は 8,000 円、同年 8 月は 1 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 1 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 30 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 2 月 5 日から同年 3 月 9 日まで
④ 昭和 34 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 34 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 30 年 3 月にD高等学校を卒業後、同校の推薦により、同年 4 月 1 日にE社（現在は、F社）に入社し、建築現場の施工監理をしていた。

E社での初任給は 4,500 円、給与の支給日は毎月 25 日で、給与から健康保険料や厚生年金保険料等が控除されていたことを記憶している。給与明細書は無いが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②、③、④及び⑤について、昭和 32 年 4 月にA社B出張所で勤務し始めて以降、建築現場の施工監理をしていた。当時の身分が「現雇」であったこと、給与が月給制で、金額は覚えていないものの給与から健康

保険料や厚生年金保険料等が控除されていたことを記憶している。建築現場を転々としていたが、平成 10 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、社会保険事務所の記録では、A 社 B 出張所において昭和 32 年 4 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33 年 4 月 30 日に資格を喪失後、同年 6 月 1 日に当該事業所で再度被保険者資格を取得しており、同年 4 月及び同年 5 月の被保険者記録が無いほか、申立期間③についても、34 年 2 月 5 日に資格を喪失後、同年 3 月 9 日に当該事業所で再度被保険者資格を取得しており、同年 2 月の被保険者記録が無い。

しかし、A 社から提出された社員名簿、同社の証言及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間②、③、④及び⑤を含む昭和 32 年 4 月 22 日から平成 10 年 3 月 31 日まで同社に継続して勤務し（昭和 34 年 9 月 1 日に同社 B 出張所から同社 C 支店へ異動）、申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 33 年 3 月、同年 6 月、34 年 1 月、同年 3 月、同年 7 月及び同年 11 月の社会保険庁のオンライン記録から、33 年 4 月、同年 5 月及び 34 年 2 月は 8,000 円、同年 8 月は 1 万円、同年 9 月及び 10 月は 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③、④及び⑤について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日及び取得日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所に、申立期間②については昭和 33 年 4 月 30 日を資格喪失日、同年 6 月 1 日を資格取得日として、申立期間③については 34 年 2 月 5 日を資格喪失日、同年 3 月 9 日を資格取得日として、申立期間④については同年 8 月 31 日を資格喪失日として、申立期間⑤については同年 11 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 4 月、同年 5 月、34 年 2 月及び同年 8 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、E 社の元事業主の証言により、申立人が、当該事業所で継続して勤務していたことはいかかであるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる申立人に係る給与明細書及び賃金台帳等の資料が無いほか、申立人自身も、昭和 30 年 5 月に E

社から健康保険証が交付されたとするなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、元同僚（一人）に係るE社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が、雇用保険の被保険者資格取得日の約1年1か月後となっていることから、当該事業所が、当時、就職後一定期間以上経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推認できる。

なお、E社に係る厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人が昭和30年5月1日付で当該事業所での厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び申立期間①における整理番号に欠番が無く、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日を昭和45年6月1日に、同社B支店の資格喪失日を同年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月1日から同年8月1日まで
昭和41年8月から59年5月まで、A社に継続して勤務していた。

ところが、A社B支店に勤務していた昭和45年6月1日から同年8月1日までの2か月間が、厚生年金保険の加入期間となっていない。

同じA社の中での異動であり、勤務は継続していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管している厚生年金被保険者整理簿及び申立人の元同僚の証言により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年6月1日に同社C支店から同社B支店に異動、同年8月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年5月及び同年8月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B支店の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会

保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から55年3月まで

昭和53年12月にA社B事業所を希望退職し、その後自営業を始めた。当時は夫婦で将来について一番考えた時期であり、年金についても夫婦で話し合っていた。お金に関することはすべて妻が管理し、申立期間について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、私の保険料が未納で、妻の保険料のみ納付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、妻自身の国民年金保険料と共に申立人の保険料を納付したと主張している。

しかし、社会保険庁のオンライン記録及びC市が保有する国民年金被保険者名簿等により、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる一方、申立人が、昭和55年4月以降の国民年金保険料を納付するために使用した国民年金手帳記号番号は、同年3月ごろに払い出されていると推察されることから、申立期間のうち53年12月から54年3月までの保険料については過年度納付となり、その妻の保険料と共に納付されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金加入手続の状況は不明であるなど、申立期間の当初において国民年金加入手続が行われていたことをうかがわせる事情は見当たらない。さらに、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、納付金額等の納付状況も不明である

ほか、申立人の保険料を納付したとされるその妻から聴取しても、その納付状況を具体的に説明できないなど、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年12月1日から26年4月1日まで
② 昭和26年4月1日から27年10月1日

昭和22年7月1日にA社へ入社し、26年3月31日までは同社B工場で、26年4月1日からは同社C工場で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、23年12月1日以降の期間については、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) A社での元同僚(一人)が、「申立人は、昭和23年ごろに、県外のA社の事業所へ異動した。」と証言していること、及びii) 社会保険庁の記録によると、申立人自身が共に勤務したとする当該元同僚について、24年9月に県外の事業所へ異動したことが確認できるにもかかわらず、申立人は、当該同僚に係る異動の事実を知らないことから、申立人の申立期間①における同社B工場での勤務実態をうかがわせる事情は確認できない。また、前記の元同僚の証言から、同社B工場以外の事業所での勤務も考えられるが、申立人が23年ごろに異動したとする県外の事業所を特定することができない上、申立人自身は、同社B工場以外での勤務場所として、同社C工場のみを主張しているところ、同社C工場での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚(二人)から聴取しても、申立人が、申立期間①において、同社C工場で継続して勤務していたとの証言が得られない。

さらに、申立人が、申立期間①において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

申立期間②については、A社C工場での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚（二人）から聴取しても、申立人が、同社C工場で継続して勤務していたとの証言が得られない。

また、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、同社C工場が、申立期間②より前の昭和25年10月29日に、事業所の廃止により厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できる上、当該元同僚のうち一人も、「A社C工場は、昭和25年9月の台風により工場が倒壊し、その後廃業した。」と証言していることから、同社C工場は同年10月以降は操業していないものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間②において、A社から交付された厚生年金保険被保険者証を同社C工場へ提出したこと、同社C工場から厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

なお、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立期間②における整理番号に欠番が無く、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月26日から同年7月22日まで

昭和19年4月からA社（現在は、B社）の本社に勤務していたが、20年3月の空襲で本社が焼失したため、同社C事業所（現在は、B社D事業所）に行くこととなった。

A社C事業所には、入隊する昭和20年7月22日まで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格が同年5月26日で喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合F支部が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前が記載されており、同支部では、「A社C事業所に勤務していない者の名前が同名簿に記載されることはない。」としていることから、申立人が同社C事業所に勤務していたことはいかかえ。

しかし、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、厚生年金保険の記号番号、資格取得日及び標準報酬等級等が記載されておらず、申立人の名前が記載されているページとその前後2ページにも同様の者がほかに13人みられるが、この13人にも申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

一方、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の記号番号、資格取得日及び標準報酬等級等が記載されている者には、A社C事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、同名簿に厚生年金保険の記号番号、資格取得日及び標準報酬等級等が記載されていない者については、申立期間において厚生年金保険の被保険者になっていなかったと考えられる。

また、上記13人のうち、8人は昭和20年5月26日にA社本社において被保険者資格を喪失しており（同年5月26日に同社本社は全喪）、うち3人は

同年9月1日に同社C事業所において被保険者資格を取得していることから、同社本社の焼失により同社C事業所に移ってきた者については、同年9月1日から厚生年金保険に加入させることとした状況がうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿等から連絡先の判明した同僚（5人）に照会しても、申立人のことを覚えておらず、申立人の勤務実態や保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除について覚えておらず、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた時、C社（現在は、D社）への転職の話をもちかけられ、A社よりも高額な給与（本給9万円以上）という条件で転職することとなった。

残業代等を含めると、転職当初から10万円以上の支給額があったことを覚えているが、社会保険庁の記録では、転職前の標準報酬月額が9万2,000円なのに転職後は6万4,000円に下がり、7か月後の昭和48年6月に11万8,000円と2倍近く上がっている。

ヘッドハンティングにより転職したのであり、転職後の標準報酬月額が転職前より低く、7か月後に急に2倍になるとは考えられないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したD社の記念誌には、C社がA社から申立人を招聘した旨の記述があり、当時の工場長は、申立人が高い給料をもらっていると聞いていたと証言していることから、申立人が高額な給与を支給する条件で転職したことがうかがえる。

しかし、D社は、関連資料等を保管していないため申立期間当時の状況は不明としており、申立人の転職を依頼した当時の社長は死亡している上、当時の工場長及び経理・社会保険担当者に照会しても、申立期間に係る申立人の標準報酬月額や厚生年金保険料控除額等を確認することができない。

また、申立人は、昭和48年6月に標準報酬月額が2倍近く（10等級）上がっており、急に10等級も上がるとは考えられないとしているが、申立期間当時の従業員20人の標準報酬月額をみると、同年6月に14人の標準報酬等級が上がっており、このうち、3人が8等級、5人が9等級上がっているな

ど、申立人がほかの同僚と比較して異なる取扱いをされた状況はうかがえない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備はみられず、社会保険庁のオンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もみられない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 23 日から 32 年 12 月 21 日まで
② 昭和 32 年 12 月 21 日から 36 年 5 月 10 日まで
③ 昭和 36 年 10 月 18 日から 39 年 1 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっているが、年金の受給額を確認するため社会保険事務所に行った時、職員から脱退手当金は支払われていないとの説明を受けたことを覚えている。自分は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が最後に勤務した A 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の 3 事業所に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月後の昭和 39 年 7 月 7 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月から31年5月まで

昭和30年9月末にA市にあったB事業所を退職し、職業安定所の紹介で同年10月にC県のD社へ就職した。

当時、米の配給のため住民票をC県E郡（現在は、F市）に異動した記憶がある。

昭和31年5月に退職するまでD社に住み込みで勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がD社に勤務していたことはいくつかある。

しかし、申立人は、D社に就職した当時、住所を移った旨主張しているところ、申立人が昭和30年に住民票を異動した記録は関係自治体にも残されていない。

また、D社は昭和55年に廃業しており、申立人に係る同社での勤務状況や厚生年金保険料控除を確認することもできない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証を交付された記憶及び厚生年金保険料を控除された記憶も明確でない上、D社において同時期に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態に係る証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 19 日から 41 年 2 月 1 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

A 高等学校の定時制を卒業後、昭和 39 年 2 月 19 日に B 社に入社した。

昭和 44 年 9 月に関連会社の C 社に異動するまで B 社に継続して勤務していたのに、社会保険庁の記録では、同社の加入記録は昭和 41 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間と、43 年 10 月 1 日から 44 年 9 月 1 日までの期間しかない。

申立期間に B 社で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B 社の回答及び元同僚（5 人）の証言により、申立期間において、申立人は同社に継続して勤務していたものと推認される。

しかし、申立期間①について、B 社から提出された失業保険被保険者名簿（写し）に記載されている申立人及び元同僚 5 人の雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日を対比すると、申立人を含む 5 人は厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日の 5 か月から 8 年後となっていることが確認できることから、同社は雇用保険の資格取得と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったと推察される上、元同僚（二人）の証言により、同社では、従業員からの申出を受けて厚生年金保険に加入させる取扱いが行われていたと推認される。

また、申立人は、申立期間①において、事業主に厚生年金保険への加入を申し出たことを記憶しておらず、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間②について、申立人は、昭和 39 年に B 社へ入社してから 44 年に同社を退職するまで健康保険被保険者証を返納した記憶は無いとしていると

ころ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は41年5月1日の資格喪失に合わせて健康保険被保険者証を返納し、申立期間②の直後の43年10月1日に同社で再度資格取得し、44年9月1日に再度資格喪失した際にも健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、B社の関連会社であるC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみても、申立期間②において申立人が同社で被保険者資格を取得していることは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月ごろから 59 年 12 月ごろまで
② 昭和 60 年 8 月ごろから 61 年 3 月ごろまで
③ 昭和 61 年 3 月ごろから平成元年 5 月ごろまで
④ 平成元年 7 月ごろから 2 年 2 月ごろまで
⑤ 平成 2 年 3 月ごろから同年 5 月ごろまで
⑥ 平成 2 年 5 月ごろから 3 年 3 月ごろまで
⑦ 平成 3 年 7 月ごろから 5 年 5 月ごろまで
⑧ 平成 5 年 8 月ごろから 6 年 9 月ごろまで
⑨ 平成 6 年 9 月ごろから同年 11 月ごろまで

昭和 55 年 4 月ごろから 59 年 12 月ごろまで A 社に、60 年 8 月ごろから 61 年 3 月ごろまで B 社に、同年 3 月ごろから平成元年 5 月ごろまで C 社に、同年 7 月ごろから 2 年 2 月ごろまで D 社に、同年 3 月ごろから同年 5 月ごろまで E 社に、同年 5 月ごろから 3 年 3 月ごろまで再度 D 社に、同年 7 月ごろから 5 年 5 月まで F 社に、同年 8 月ごろから 6 年 9 月ごろまで G 社に、同年 9 月ごろから同年 11 月ごろまで H 社に勤務し、トンネル工事やシールド工事を行ってきた。

申立期間においては、I 国民健康保険組合の健康保険証を持っていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主及び同僚の証言により、申立人は A 社に勤務していたと推認される。

しかし、A 社の事業主及び当時の厚生年金保険の事務担当者は、申立人は請負作業員であるため、I 国民健康保険組合の 2 種組合員（区分：日雇労働者）に加入させるものの、同健康保険組合の 1 種組合員（区分：常用労働

者)では無いため、厚生年金保険には加入させていなかったと証言している。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者縦覧回答票では、申立期間において整理番号に欠番が無く、申立人の名前も無い。

申立期間②について、雇用保険記録、事業主及び同僚の証言により、申立人はB社に勤務していたと推認される。

しかし、B社の事業主及び社会保険委員は、現場の臨時作業員については雇用保険及びI国民健康保険組合の2種組合員には加入させるものの、厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたと証言している上、事業主から提出された申立人に係る労務賃金支払表により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間③について、雇用保険記録、事業主及び同僚の証言により、申立人はC社に勤務していたと推認される。

しかし、C社の事業主は、現場の日雇労働者については雇用保険及びI国民健康保険組合の2種組合員には加入させるものの、厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたと証言している上、事業主から提出された申立人に係る賃金日計表兼賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間④及び⑥について、雇用保険記録により、申立人はD社に勤務していたと推認される。

しかし、D社の事業主は、厚生年金保険に加入させるのは正社員だけであり、現場の日雇労働者については雇用保険及びI国民健康保険組合の2種組合員には加入させるものの、厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたと証言している。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

なお、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者縦覧回答票では、整理番号に欠番が無く、申立人の名前も無い。

申立期間⑤について、雇用保険記録により、申立人はE社に勤務していたと推認される。

しかし、E社の事業主は、申立人は2か月間の短期間勤務であるため、厚生年金保険の加入資格対象外であることから、加入させていないと回答している上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

なお、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者縦覧回

答票では、整理番号に欠番が無く、申立人の名前も無い。

申立期間⑦について、雇用保険記録及び同僚の証言により、申立人はF社に勤務していたと推認される。

しかし、F社では、厚生年金保険に加入させるのは正社員だけであり、現場の日雇労働者については雇用保険及びI国民健康保険組合の2種組合員には加入させるものの、厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたと証言している。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

なお、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び被保険者縦覧回答票では、整理番号に欠番が無く、申立人の名前も無い。

申立期間⑧について、雇用保険記録により、申立人はG社に勤務していたと推認される。

しかし、G社の事業主及び社会保険委員は、現場の日雇労働者については、雇用保険及びI国民健康保険組合の2種組合員には加入させるものの、厚生年金保険には加入させない取扱いを行っていたと証言している上、事業主から提出された申立人に係る貸金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

申立期間⑨について、雇用保険記録及び同僚の証言により、申立人はH社に勤務していたと推認される。

しかし、H社では、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、申立人のような短期契約労働者は厚生年金保険には加入されていないとしている上、同社から提出された貸金支払明細書により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 43 年 10 月まで
② 昭和 44 年 1 月から 46 年 8 月まで

昭和 42 年 4 月から 43 年 10 月までと、44 年 1 月から 46 年 8 月までの間に、A 社(現在は、B 社)及び C 社で銅器の鋳物職人として働いていた。

その間に A 社には一度勤務し、C 社には二度勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、A 社については申立期間②の直後の昭和 46 年 9 月から同年 11 月までの記録しかなく、C 社については記録が無い。

申立期間において A 社及び C 社で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社について、申立人の元同僚の証言及びその厚生年金保険加入記録により、時期は特定できないが、申立人は同社に勤務していたと推認される。

しかし、申立人の A 社に関する雇用保険の記録は、申立期間②の直後の昭和 46 年 9 月から同年 11 月までしか確認できない上、同社は申立人に係る賃金台帳等を保管していないことから、申立期間における申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険への加入状況等について確認することもできない。

また、申立人は、A 社に勤務していた時期について記憶が明確でなく、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料も無い。

なお、申立期間については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

C 社について、申立人の元同僚の証言及びその厚生年金保険加入記録により、時期は特定できないが、申立人は同社に勤務していたと推認される。

しかし、申立期間において申立人が雇用保険に加入していることが確認できない上、C社は申立人に係る賃金台帳等を保管していないことから、申立人の同社での勤務状況や厚生年金保険への加入状況等について確認することもできない。

また、申立人はC社に勤務していた時期について記憶が明確でなく、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料も無い。

なお、申立期間については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 40 年 11 月 11 日まで
② 昭和 41 年 4 月 30 日から 45 年 3 月 1 日まで

申立期間①について、課長待遇で今勤めている会社よりも多い2万円以上の給与を支払うからA社に来てほしいと言われて、昭和37年8月に同社に入社した記憶がある。

それなのに、社会保険庁の記録では、A社の標準報酬月額が昭和39年6月までは1万8,000円になっている。同社からは3万4,000円ぐらいの給料をもらっていたので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、昭和41年1月から45年2月までB社に勤務していたのに、社会保険庁の記録では、41年4月30日から45年3月1日まで厚生年金保険の被保険者期間になっていない。

昭和45年3月1日にC社に勤めるまでは失業保険ももらっていないし、継続してB社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に採用された昭和37年8月の標準報酬月額をみると、その標準報酬月額は、同社の課長3人のうちの1人と同額であることが確認できることから、申立人の主張のとおり、課長待遇で採用されたことがうかがわれる。

しかし、申立人が「申立期間当時、A社において手取りで3万4,000円程度

の給与を支給されていた」とする主張については、この額が同社の取締役（専務）の標準報酬月額とほぼ同額で、申立人の当時の年齢を勘案しても高額である。

また、A社には、申立人に係る賃金台帳等の資料が残されておらず、申立人も給与明細書や源泉徴収票等を保管していないことから、申立てどおりの給与が同社から支給され、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、B社の元事業主の証言、及び元事業主が記憶している申立期間当時の工事現場が申立人の記憶と概ね一致していることから、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務していたと推認される。

しかし、社会保険事務所の記録により、B社は、昭和41年10月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、B社が適用事業所でなくなった昭和41年10月30日よりも前の同年4月30日に喪失しているところ、資格喪失日直前に申立人と同じ工事現場で働いていたと推察される元同僚の資格喪失日が申立人と同じで、申立人と元同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載内容も一致している上、元同僚の勤務実態が資格喪失日と一致していることから、同社は、申立人が勤務していた工事現場の従業員については、資格喪失日を同年4月30日として届け出たものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶しておらず、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書や源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。